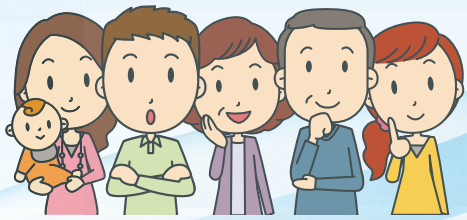
令和６年１０月１日から

水道料金を改定します

～持続可能で強靭な信頼される水道を目指して～



安全安心な水道水の安定供給と、災害に強い水道施設・管路を整備するため、水道料金の改定をお願いすることといたしました。今後も経営の効率化や経費の削減等、一層の経営努力を行ってまいりますのでご協力をお願いいたします。　※今回は下水道使用料の改定はありません。

主な改定内容

❶基本水量０立方メートルの導入
基本料金に含まれている１か月当り 10 立方メートルの基本水量を廃止し、節水効果が反映される「基本水量０立方メートルの料金体系」を導入します。

❷水道口径別による基本料金の導入
電気料金にも採用されている、使用できる量に応じた「口径別基本料金」を導入します。

❸少量利用者の負担が軽減される料金体系の導入
水道使用量の少ない方の負担が軽減される「逓増型（ていぞうがた）の料金体系」を導入します。

❹市民生活への影響をできる限り抑える改定率
市民生活への影響をできる限り抑えるために経費を削減して、「平均改定率 24 パーセント」に抑えます。

新たな水道料金表

旧水道料金

基本料金		超過料金	
使用水量	料金	使用水量	１㎥の料金
10㎥	950円	11～20㎥	130円
		21～30㎥	155円
		31～50㎥	220円
		51～70㎥	280円
		71～100㎥	350円
		101㎥以上	420円
臨時 10㎥	5,000円	11㎥以上	500円

❷水道メーター口径別基本料金

❹平均改定率 24パーセント

❶基本水量0立方メートルの料金体系
❸逓増型の料金体系

新水道料金

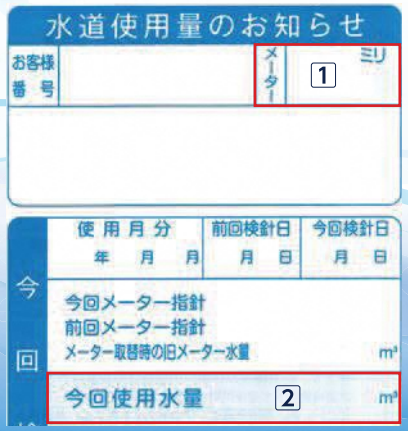
用途	基本料金 メーター口径	基本料金 料金	従量料金 使用水量	従量料金 １㎥の料金
一般用	13㎜	1,000円	1～4㎥	16円
	20㎜		5～10㎥	20円
	25㎜	1,600円	11～20㎥	160円
	30㎜	2,400円	21～30㎥	195円
	40㎜	4,400円	31～50㎥	275円
	50㎜	7,050円	51～70㎥	350円
	75㎜	16,800円	71～100㎥	440円
	100㎜	30,700円	101㎥以上	530円
臨時		6,000円	１㎥～	600円

2

1

令和６年10月１日から（１か月、税抜額）

《水道検針票》 1 水道メーター口径　2 使用水量



水道料金の算出方法

『1 水道メーター口径 20 ㎜・2 使用水量：１か月 20 ㎥』の場合
基本料金 1,000 円に加えて、１か月の水道使用量 20 ㎥のうち、１～４㎥までは 16 円、５㎥から 10 ㎥までは 20 円、11 ㎥から 20 ㎥までは 160 円になります。
計算式 ｛基本料金 1,000 円＋(従量料金４㎥×16 円＋６㎥×20 円＋10 ㎥×160)｝× 消費税 ＝ **１か月当り 3,062 円** になります。

〈水道料金は２か月分まとめて請求されます。また、下水道を使用の方は、下水道使用料が加算されます。〉

料金改定が必要な理由

❶災害に強い施設・設備の整備

・市民の皆様へ安定給水を維持するためには、老朽化した施設・設備の更新や耐震性に劣る石綿セメント管の更新等に対応していかなければなりません。

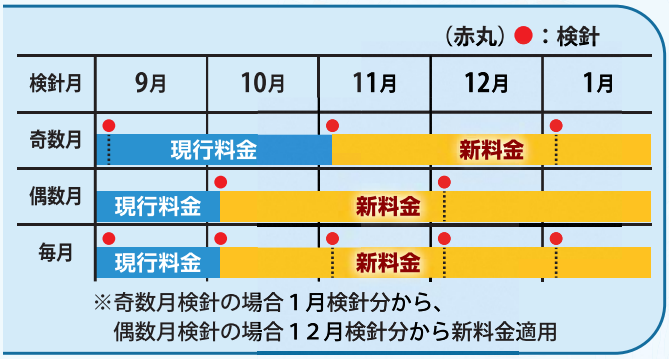
❷赤字収支・資金枯渇のおそれ

・27 年間、現行の水道料金を維持してきましたが、更新費用などの支出が増加する一方で、節水機器の普及等による利用水量の減少などから、水道料金の収入が減少しています。このため、令和6年度以降の収支損益は赤字予測となっており、令和 7 年度には、資金残高（現金）が枯渇してしまうおそれがあります。

新料金の適用時期

令和 6 年 9 月 30 日以前から継続して使用している場合、料金改定後初めての検針分は現行料金を適用し、2 回目以降の検針分について新料金を適用します。

引っ越し等により、令和 6 年 10 月 1 日以降に使用開始した場合、初めての検針から新料金が適用されます。

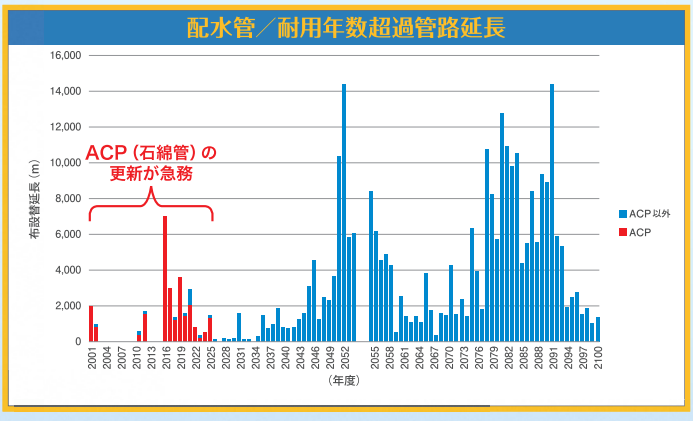


※奇数月検針の場合１月検針分から、
偶数月検針の場合１２月検針分から新料金適用

安全安心な水道水を安定的に給水するための取り組み

令和 3 年度に策定した「施設更新計画」では、老朽化設備の更新や石綿管の更新（解消）を行うため、令和 14 年度までに**総額約 61 億円の設備投資**を行うことを計画しています。

・老朽化した設備更新に 10 年間（R5 ～ R14）
　➡ **約 20 億円**
・石綿管（24.3km）耐震化等の配水管更新工事
　➡ **約 41 億円**（R5 ～ R14）



【給水管から**漏水**】



【R5 石綿管漏水により**周辺地域断水**】



水道施設老朽化

非常用発電設備（S59 設置）
40 年経過



配水場制御装置（H9 設置）
27 年経過



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

《水道料金改定に関する問い合わせ先》
吉川市都市建設部　水道課　TEL 048-982-7711